

高齢者医療償還払い

(70歳以上もしくは65歳以上の一部の方)

高額医療費とは同じ月内に、医療機関で支払った自己負担額のうち、限度額を超えた分が支給される制度です。

【世帯区分について】

所得により以下のとおり世帯が区分されます。

上位所得		課税所得が145万円以上
一般所得		// 以下
非課税	II	市町村民税非課税
	I	市町村民税非課税 かつ所得が80万円以下

非課税世帯の認定には申請が必要です
前期高齢者受給者証の方(70~74歳)

〔申請窓口〕保険証に記載された保険者
 ・国民健康保険→市(区)役所・役場
 ・健康保険→協会けんぽ支部・保険組合
 (但し、課税証明書が必要
 →発行元:市区町村役場)

後期高齢者受給者証の方
 (75歳以上と65~74歳の一部の方)

〔申請窓口〕
 ・お住まいの役所・役場の国保の窓口

【限度額について】

① 外来(個人ごと)の限度額

上位所得	44,400円	
一般所得	12,000円	
非課税	II	8,000円
	I	

② 入院/入院+外来(世帯ごと)の限度額

※前期高齢者と後期高齢者の合算はできません。

現役並み所得者	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※4回目以降は44,400円	
一般所得	44,400円	
非課税	II	24,600円
	I	15,000円

【高額医療費の支払い方法】

入院のみ(世帯内で複数入院があった場合を除く)の場合、払い戻しの手続きは不要です。

上記以外は医療機関で全額支払った後、払い戻しの手続きが必要です。

【払い戻しの方法】

◎前期高齢者受給者証の方
 必要なもの

- ・申請書
- ・保険証
- ・前期高齢者受給者証
- ・領収書
- ・銀行通帳(世帯主名義のもの)

申し込み先

〔保険証に記載された保険者〕

- ・国民健康保険→市(区)役所・役場
- ・健康保険→協会けんぽ支部・保険組合

◎後期高齢者受給者証の方

・札幌市の場合…

診療月から3ヶ月後、高額医療の対象となる方に区役所が通知します。その際、申請方法の説明があります(郵送にて申請可)。

・その他の市町村…

市町村ごとに手続き方法はことなります。詳細は市(区)役所・役場の後期高齢者医療担当者にお問い合わせ下さい。